

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業の退職金給付業務に係る事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

独立行政法人勤労者退職金共済機構は、建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業の退職金給付業務に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい等が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

独立行政法人勤労者退職金共済機構

## 公表日

平成29年2月24日

[平成26年4月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業の退職金給付業務に係る事務
②事務の概要	<p>中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第4章の規定に基づく退職金共済事業(特定業種退職金共済事業。現在は建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業を実施。)は、共済契約者(事業主)から掛金の納付(共済契約者が購入した証紙の貼付)を受けた被共済者(従業員)について、被共済者が退職等した場合にその請求(被共済者が死亡していた場合はその遺族の請求)に基づき退職金を支給するものである。</p> <p>このうち、(1)及び(2)の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>(1) 税務手続における法定調書の作成に係る事務 退職金を支給する際に、相続税法等により必要な場合は退職手当金等受給者別支払調書等の法定調書を作成し、税務署に提出する等の必要があるが、当該法定調書を作成・提出する際に個人番号を記載することとなる。</p> <p>なお、法定調書の作成等のため、退職金請求書の添付書類として個人番号を取得する。当該添付書類は、受理後、紙媒体で保存することとするとともに、一定期間は情報システム内で保存するがその後は情報システムから消去することとしている。また、提出した法定調書等の控えは紙媒体で保存することとしている。</p> <p>(2) 長期未更新者対策のための事務 退職金共済手帳を所持しながら長期にわたり更新していない者(長期未更新者)を縮減するための取組として、一定期間退職金共済手帳を更新していない者で、住所不明のものについて、住民基本台帳ネットワークを活用して本人確認情報(個人番号を含む。)を取得し、退職金の請求勧奨等を行うこととしており、その事務の中で、特定個人情報ファイルを取り扱うこととなる。</p> <p>なお、取得した特定個人情報ファイルについては、一定期間満了後、削除することとしている。</p>
③システムの名称	特退共電算システム
2. 特定個人情報ファイル名	
建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業の被共済者に係る特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、第3項及び別表第1の三十三の二の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条の4 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9、第30条の23、第30条の28、第30条の30及び別表第1のうち六十三の二の項 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第1条第77項 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第17条の2 中小企業退職金共済法施行規則(昭和34年労働省令第23号)第72条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部建設業事業部業務課(建退共事業)、清酒製造業退職金共済事業本部・林業退職金共済事業本部清酒製造業・林業事業部業務課(清退共事業及び林退共事業)
②所属長	建設業事業部業務課長 豎山 賢治(建退共事業) 清酒製造業・林業事業部業務課長 中島 憲蔵(清退共事業及び林退共事業)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 独立行政法人勤労者退職金共済機構総務部総務課 電話 03-6907-1275
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 独立行政法人勤労者退職金共済機構総務部総務課 電話 03-6907-1275

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年3月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I.1.②.事務の概要	<p>中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第4章の規定に基づく退職金共済事業(特定業種退職金共済事業。現在は建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業を実施。)は、共済契約者(事業主)から掛金の納付(共済契約者が購入した証紙の貼付)を受けた被共済者(従業員)について、被共済者が退職等した場合にその請求(被共済者が死亡していた場合はその遺族の請求)に基づき退職金を支給するものである。このうち、退職金を支給する際に、相続税法等により必要な場合は退職手当金等受給者別支払調書等の法定調書を作成し、税務署に提出する等の必要があるが、当該法定調書を作成・提出する際に個人番号を記載することとなる。</p> <p>なお、法定調書の作成等のため、退職金請求書の添付書類として個人番号を取得する。当該添付書類は、受理後、紙媒体で保存することとともに、一定期間は情報システム内で保存するがその後は情報システムから消去することとしている。また、提出した法定調書等の控えは紙媒体で保存することとしている。</p>	<p>中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第4章の規定に基づく退職金共済事業(特定業種退職金共済事業。現在は建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業を実施。)は、共済契約者(事業主)から掛金の納付(共済契約者が購入した証紙の貼付)を受けた被共済者(従業員)について、被共済者が退職等した場合にその請求(被共済者が死亡していた場合はその遺族の請求)に基づき退職金を支給するものである。このうち、(1)及び(2)の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>(1) 税務手続における法定調書の作成に係る事務 退職金を支給する際に、相続税法等により必要な場合は退職手当金等受給者別支払調書等の法定調書を作成し、税務署に提出する等の必要があるが、当該法定調書を作成・提出する際に個人番号を記載することとなる。</p> <p>なお、法定調書の作成等のため、退職金請求書の添付書類として個人番号を取得することとともに、一定期間は情報システム内で保存するがその後は情報システムから消去することとしている。また、提出した法定調書等の控えは紙媒体で保存することとしている。</p> <p>(2) 長期未更新者対策のための事務 退職金共済手帳を所持しながら長期にわたり更新していない者(長期未更新者)を縮減するための取組として、一定期間退職金共済手帳を更新していない者で、住所不明のものについて、住民基本台帳ネットワークを活用して本人確認情報(個人番号を含む。)を取得し、退職金の請求勧奨等を行うこととしており、その事務の中で、特定個人情報ファイルを取り扱うこととなる。</p> <p>なお、取得した特定個人情報ファイルについて</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I.3.①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、第3項及び別表第1の三十三の二の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条の4 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9、第30条の23、第30条の28、第30条の30及び別表第1のうち六十三の二の項 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第1条第77項 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第17条の2 中小企業退職金共済法施行規則(昭和34年労働省令第23号)第72条	事前	
平成29年2月24日	I.5.①部署	独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部建設業事業部企画調整課(建退共事業)、清酒製造業退職金共済事業本部・林業退職金共済事業本部清酒製造業・林業事業部業務課(清退共事業及び林退共事業)	独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部建設業事業部業務課(建退共事業)、清酒製造業退職金共済事業本部・林業退職金共済事業本部清酒製造業・林業事業部業務課(清退共事業及び林退共事業)	事後	
平成29年2月24日	I.5.②所属長	建設業事業部企画調整課長 安田 康一(建退共事業) 清酒製造業・林業事業部業務課長 中島 憲蔵(清退共事業及び林退共事業)	建設業事業部業務課長 豎山 賢治(建退共事業) 清酒製造業・林業事業部業務課長 中島 憲蔵(清退共事業及び林退共事業)	事後	
平成29年2月24日	II.しきい値判断項目1、2の計数時点	平成27年12月1日時点	平成29年3月14日時点	事前	